

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、49年4月から同年6月までを4万5,000円、同年7月から同年11月までを4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和49年4月1日からA事業所に勤務していたが、年金裁定請求の際に社会保険事務所（当時）で確認したところ、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和49年12月1日となっており、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間とされていないということだった。

申立期間の給与明細書は処分したが、当時の家計簿に給与明細書の内容を記載しており、勤務当初から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる上、申立人が保管する家計簿から、昭和49年4月、同年5月、同年6月及び同年9月において、給与支給額及び厚生年金保険料の控除額と推認できる記載が認められるところ、これらの金額が同僚の申立期間に係る給料支払明細書における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額とほぼ一致していることが確認できること等から総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人保管の家計簿から推認できる厚生年金保険料の控除額及び同僚の給料支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、昭和49年4月から同年6月までを4万5,000円、同年7月から同年11月までを4万8,000円とすることが妥当である。

なお、適用事業所名簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年12月1日とされており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、当該事業所が、登記簿謄本により同年2月7日に登記されていること、当該事業所保管の設立当初の事業計画書等により常時5人以上の従業員が勤務していたことが認められることなどから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、49年4月から同年6月までは4万5,000円、同年7月から同年11月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から同年12月1日まで

私は、昭和49年4月1日から平成12年4月30日までの期間において、A事業所に勤務していたが、ねんきん特別便により、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。

しかし、私が保管する給料支払明細書では、昭和49年4月分から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる上、申立人が保管している昭和49年4月から同年11月までの期間の給料支払明細書は、事業所名の記載が無いものの、当時の事業主の姓が押印され、同僚から提出された給料支払明細書と書式及び記載方法等が一致していることなどから、申立期間当時、申立事業所において発行されたものと認められるところ、当該給料支払明細書において、厚生年金保険料の控除額が確認又は推認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人保管の給料支払明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額から、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までを 4 万 5,000 円、同年 7 月から同年 11 月までを 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、適用事業所名簿において、A 事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 49 年 12 月 1 日とされており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、当該事業所が、登記簿謄本により同年 2 月 7 日に登記されていること、当該事業所保管の設立当初の事業計画書等により常時 5 人以上の従業員が勤務していたことが認められることなどから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和31年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年7月15日まで

私は、昭和31年3月1日付けでA社から同社B事務所に異動し、直ちに赴任したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年7月15日となっており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私は、昭和25年にA社に入社し、61年3月に定年退職するまでの期間において、同社及び同社の関連事業所に継続して勤務していたので申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人に係る社員名簿の任免異動欄及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和25年3月21日から61年3月31日までの期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和31年3月1日にA社から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所に係る昭和31年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から同年 12 月 25 日まで

私は、申立期間前に勤務していた会社が火傷や骨折などを伴う危険な業務内容であったので、公共職業安定所に行き、寮のある会社を探して退社することにした。その後、昭和 38 年 10 月 1 日 A 社に採用され、業務に従事していたが、ねんきん特別便の厚生年金保険の被保険者記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 38 年 12 月 25 日となっていることが分かった。

会社は、試用期間が無く、厚生年金保険料は入社時の給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が、昭和 38 年 12 月 25 日から 39 年 7 月 22 日までの期間について被保険者であったことが確認できるものの、A 社及び供述の得られた複数の同僚は、「申立人の入社時期については不明。」としており、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、A 社は、「当時の人事記録等の関連資料は保管しておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等は不明。」としており、申立人の申立事業所での申立期間における厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い上、厚生年金保



険被保険者資格の取得日がさかのぼって訂正されたなど、不自然な点は認められない。

このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から 40 年 8 月 21 日まで

私は、中学校を卒業後にA事業所に就職し、3年5か月の勤務の後に退職したが、その時に退職金や脱退手当金を受領した記憶はない。

1年後に再度同社に入社したが、その期間は現在厚生年金保険の期間として年金額に反映されているため、申立期間もこの期間と同様の扱いだったと思うので、申立期間について脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務したA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している68人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含めた16人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち15人が資格喪失日の約5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、また、脱退手当金の支給記録がある者のうち、脱退手当金の支給日が同日である者が複数確認でき、うち一人は被保険者資格喪失日及び脱退手当金の支給日が申立人と同日である上、連絡先が把握できた同僚一人は、「事業所から代理請求の説明があった。」旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

また、申立期間の申立事業所に係る被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 B」の表示が記されているとともに、

脱退手当金支給整理簿には申立人の氏名、金額及び裁定年月日の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 1 月 10 日まで

私は、A事業所に昭和 33 年 4 月 1 日に入社し、勤務してきた。

入社当初の 3 か月間は試用期間であったことから、健康保険被保険者証を支給されなかったと記憶しているが、4 か月目からは本採用となり、厚生年金保険にも加入していたはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録では申立期間の記録が無い。

申立期間について、同事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る社員名簿等により、申立人がA事業所に昭和 33 年 6 月に入社していることが確認できることから判断すると、申立人は申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日の昭和 34 年 1 月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚の一人については、A事業所が保管する社員名簿により、33 年 11 月に同事業所に入社していることが確認できる上、同様に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した 34 年 1 月 10 日から 3 か月後の同年 4 月 8 日に資格取得していることが確認できる別の同僚については、33 年 4 月に入社していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立事業所において申立人と同日に厚生

年金保険被保険者の資格を取得した申立人を含む18人のうち12人が連番で、同一日である34年1月19日に払い出されたことが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、「厚生年金保険には入社後すぐには加入しなかった。」と供述している上、申立人が同時期に入社したとして氏名を挙げた複数の同僚が、当該被保険者名簿において、申立人と同日に同資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。